イ　当該破産手続開始の申立て等を行った者の名称、住所及び代表者の氏名（個人の場合においては、その氏名及び住所とし、当該破産手続開始の申立て等を行った者が当該発行者である場合を除く。）
ロ　当該破産手続開始の申立て等を行った年月日
ハ　当該破産手続開始の申立て等に至った経緯
ニ　当該破産手続開始の申立て等の内容
十一　当該発行者に債務を負っている者及び当該発行者から債務の保証を受けている者（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券にあっては、当該特定有価証券に係るファンド等に属する債権に係る債務を負っている者。以下この号において「債務者等」という。）について手形若しくは小切手の不渡り、破産手続開始の申立て等又はこれらに準ずる事実があり、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上に相当する額の当該債務者等に対する売掛金、貸付金、賃料その他の債権につき取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合　次に掲げる事項
イ　当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金又は出資の額（個人の場合においては、その氏名及び住所）
ロ　当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日
ハ　当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額
ニ　当該事実が当該ファンド等の管理、運用又は処分に及ぼす影響
十二　当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であって、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五特定期間における純利益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあっては、最近の五連続特定期間（連続特定期間を含む。）の開始日の前日に終了するものに限る。）における合計後純利益（一の連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額（当該合計額が零を上回る場合に限る。）をいう。）の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合　次に掲げる事項
イ　当該事象の発生年月日
ロ　当該事象の内容
ハ　当該事象の損益に与える影響額
十三　当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の管理、運用又は処分に関して、当該発行者、当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の主要な関係法人又は当該発行者の発行する特定有価証券（第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に限る。）に係る信託に対し、登録の取消し又は業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分（これらに相当する外国の法令に基づく処分を含む。以下この号において同じ。）があった場合　次に掲げる事項
イ　当該処分の年月日
ロ　当該発行者、その主要な関係法人又は当該信託及び当該処分を行った行政庁の名称
ハ　当該処分の内容
ニ　当該処分が当該ファンド等の管理、運用又は処分に与える影響
十四　当該発行者の解散若しくは当該発行者の発行する第二十三条第二号に掲げる特定有価証券に係る信託の終了（以下この号において「解散等」という。）又は解散等の決議（投資主総会又は受益者集会の決議その他これらに準ずるものをいう。）に関する議案を提案することが、当該発行者における業務執行等決定機関により決定された場合（第七号若しくは第八号の承認又は第九号の届出に係る決定が行われた場合を除く。）　次に掲げる事項
イ　当該解散等の年月日
ロ　当該解散等に係る決定に至った理由
ハ　法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

第二十九条第五項中「第１項」を「第１項」に改める。
第四号の二様式記載上の注意(3)中「この」を削り、同記載上の注意(5)ｄ中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条」を「財務諸表等規則」に改め、同記載上の注意(3)ａ中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条」を「財務諸表等規則」に改め、同記載上の注意(3)ｃ中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条」を「財務諸表等規則第131条」に改める。
第四号の三様式記載上の注意(3)ｂ中「（以下この様式」の次に「及び第十号の三様式」を、「、販売会社」の次に「、特定関係法人（第12条第３項に規定する特定関係法人をいう。以下ｂ及び第十号の三様式において同じ。）」を加え、「及び運営上の役割並びに」を「、運営上の役割（特定関係法人については、資産運用会社の親会社である旨又は資産運用会社の利害関係人等のうち、令第29条の３第３項各号のいずれかに掲げる取引を行い、若しくは行った法人である旨を含む。）及び」に、「締結している契約」を「締結した契約又は締結しようとする契約」に改め、同記載上の注意(3)ａ中「このａ」を「ａ」に改める。
第四号の三の二様式記載上の注意(1)ｃ及び第四号の三の三様式記載上の注意ｃ中「この」を削る。
第四号の四様式記載上の注意(3)中「この」を削り、同記載上の注意(4)ｄ中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条」を「財務諸表等規則第131条」に改め、同記載上の注意(5)中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を「財務諸表等規則」に改める。
第四号の四の二様式記載上の注意(1)ｃ、第五号様式記載上の注意(1)ｃ、第五号の二の二様式記載上の注意(2)ｃ、第五号の三様式記載上の注意(2)、第五号の三の二様式記載上の注意(2)ｃ及び第五号の三の三様式記載上の注意(2)ｃ中「この」を削る。
第五号の五様式記載上の注意(3)中「この」を削り、同記載上の注意(3)ｄ中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条」を「財務諸表等規則第131条」に改め、同記載上の注意(4)中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を「財務諸表等規則」に改める。
第六号の二様式記載上の注意(3)中「この」を削り、同記載上の注意(7)ｄ中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条」を「財務諸表等規則第131条」に改め、同記載上の注意(8)中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を「財務諸表等規則」に改める。
第六号の五様式記載上の注意(1)ｆを次のように改める。
ｆ　この様式中「組合等」とは、民法第667条第１項に規定する組合契約によって成立する組合、商法第535条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第２条第２項に規定する投資事業有限責任組合、有限責任事業組合契約に関する法律第２条に規定する有限責任事業組合、社団法人その他の出資対象事業（法第２条第２項第５号に規定するものをいう。）を行うもの（外国の法令に基づくものを除く。）をいう。
第六号の五様式記載上の注意(14)(1)及び(2)中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を「財務諸表等規則」に改める。
第六号の六様式記載上の注意(1)ｉを次のように改める。
ｉ　この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づく組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1)ｆに規定する組合等をいう。）に類するものをいう。
第六号の六様式記載上の注意(4)中「この」を削り、同記載上の注意(6)ｄ中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第129条」を「財務諸表等規則第131条」に改め、同記載上の注意(6)中「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を「財務諸表等規則」に改める。
第七号様式記載上の注意(10)ａ、第七号の二様式記載上の注意(10)ａ、第七号の三様式上の注意(9)ａ、第八号様式記載上の注意(9)ａ、第八号の二様式記載上の注意(5)ａ及び(6)ａ、第八号の四様式記載上の注意(5)ａ及び(6)ａ、第九号様式記載上の注意(4)ａ及び(5)ａ、第九号の五様式記載上の注意(3)ａ、第九号の六様式記載上の注意(3)ａ、第十号様式記載上の注意(12)並びに第十号の二様式記載上の注意(8)に次のただし書を加える。
ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
第十号の三様式記載上の注意(6)ｂ中「ａ」を「ａ及びｂ」に改め、同記載上の注意(6)中ｂをｃとし、同記載上の注意(6)ａに次のただし書を加える。
ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。